

あま市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6</u></p>

7万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者
支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額
して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本
文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当
該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同
条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに
掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場
合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額
の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健
康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する
者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る
所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給
与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受け
た者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える
者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年
金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規
定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年
金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の
控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の
収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつ
ては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）
をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条
において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつて
は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円

6万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者
支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額
して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本
文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当
該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同
条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げ
る額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 同左

を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア以下 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア以下 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア以下 略

2以下 略

ア以下 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア以下 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア以下 略

2以下 略